

【設計変更理由書】

多教情整 第20号 滝呂小学校ネットワーク整備工事

受注者との打合せ・協議を行った結果、以下のとおり変更することとしたい。

(1) 構内情報通信網設備工事

- ① 現場調査を行ったところ、教室への貫通は建具が天井までであるため、貫通材料のC25、ジャンクションボックス（1・2階共通）、丸形露出ボックスは使用できないことから、配線方法を1階はワークスペース天井内からの教室天井内へ配線。2階は設備スペース（ロフト）の床に配管を取付し、教室の天井内へ配線とするため、上記部材等を使用せずに施工するもの。（減額）
また、2階の多目的室、学習室についても既設配管を使用することができるため、上記部材等を使用せずに施工するもの。（減額）
- ② 現場調査を行ったところ、EPS内の既設配管に通線するスペースがあるため、E31、E39の部材等を使用せずに施工するもの。（減額）
- ③ 現場調査を行ったところ、天井点検口を設置しなくても配線ルート・機器の取付ができることが分かったため、天井点検口を使用せずに施工するもの。（減額）
- ④ ①の理由により、教室内へは天井よりケーブルを下す施工となるため、コーナーボックスを追加して施工するもの。（増額）
- ⑤ 現場調査を行ったところ、EPSへの貫通部分は梁であるため、配管・配線ルートを変更し施工するもの。それに伴い、①の理由も踏まえてLANケーブルを追加して施工するもの。（増額）

以上